

石川県公報

令和 5 年 3 月 22 日 (水曜日)

号 外

(第 11 号)

目 次

| 規 則 | | |
|--|---|---|
| ○石川県体育施設管理規則の一部を改正する規則 (スポーツ振興課) | 1 | ○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則等の一部を改正する規則 (少子化対策監室) 2 |
| ○石川県リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則 (厚生政策課) | 1 | ○石川県における創造的産業等の立地の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (産業立地課) 3 |
| ○石川県ふぐの処理等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (薬事衛生課) | 1 | |

規 則

石川県体育施設管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十二日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第一号

石川県体育施設管理規則の一部を改正する規則

石川県体育施設管理規則(平成二十九年石川県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「石川県白山一里野シャンツエにあつては、四月三十日から七月十九日までの間及び九月一日から十一月第一日曜日までの間の毎週木曜日」を削る。

第十五条第一号中「石川県白山一里野シャンツエ及び」を削る。

別表石川県白山一里野シャンツエの項を削る。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

石川県リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十二日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第二号

石川県リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則

石川県リハビリテーションセンター条例施行規則(平成六年石川県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「(土曜日にあつては、午後零時三十分)」を削り、同条第二項第一号中「(毎月の第二及び第四土曜日を除く。)」を削る。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

石川県ふぐの処理等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十二日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第三号

石川県ふぐの処理等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

石川県ぶぐの処理等の規制に関する条例施行規則(平成十八年石川県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

第九条中「第九条第四項」を「第九条第四項又は第五項」に、「申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ三センチメートル、横の長さ二センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものを添えてしなければならない」を「よらなければならない」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項のぶぐ処理資格者免許再交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 免許証(条例第九条第五項の規定による場合に限る。)

二 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ三センチメートル、横の長さ二センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの

第十条中「第九条第五項」を「第九条第六項」に改める。

第十七条中「次に掲げる書類」を「出願前六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの」に改め、同条各号を削る。

第二十九条第三号を次のように改める。

三 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第五十五条第一項の規定による許可を受けた営業又は第五十七条第一項の規定による届出をした営業の種別

別記様式第四号中「第9条第4項」を「第9条第4項・第5項」に改め、同様式備考1中「第9条に規定する写真」を「第9条第2項各号に掲げる書類」に改める。

別記様式第五号中「第9条第5項」を「第9条第6項」に改める。

別記様式第八号中「第17条各号」を「第17条」に改め、同様式中備考2を備考3とし、備考1を備考2とし、その前に次のように加える。

1 出願前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ4.5センチメートル、横の長さ3.5センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものを添付してください。

| | | | |
|-----------|----------------------------|-------------------------|---|
| 別記様式第十七号中 | 食品衛生法施行令第35条 に規定する営業の種別 | 1 魚介類販売業 2 魚介類競り売り営業 | を |
|-----------|----------------------------|-------------------------|---|

「営業の種別」に改め、同様式中備考2を削り、

備考1を備考とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の石川県ぶぐの処理等の規制に関する条例施行規則の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十二日

石川 県 知 事 馳 浩

石川 県 規 則 第 四 号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則等の一部を改正する規則

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第一条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十四年石川県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第六項中「乳児四人以上を入所させる保育所に係る」を削り、「准看護師」の下に「(以下この項において「看護師等」という。)」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、乳児の数が四人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保し

なければならない。

(石川県認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第二条 石川県認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十六年石川県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第八号中リをヌとし、チをリとし、トの次に次のように加える。

チ 認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)

第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該子どもに心身に有害な影響を与える行為をしてはならないこと。

第八条の表備考第一号中「(昭和二十二年法律第百六十四号)」を削る。

附則第三項中「同条の表備考一」を「同条の表備考第一号」に改め、附則に次の三項を加える。

7 第八条の表備考第一号に定める者については、当分の間、一人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)をもって代えることができる。ただし、満一歳未満の園児の数が四人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって第八条の表備考第一号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

8 前項の場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

9 附則第七項の規定により第八条の表備考第一号に定める者について看護師等をもって代える場合においては、当該看護師等の総数は、同条の規定により置かなければならない職員の数の三分の一を超えてはならない。

(指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第三条 指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十四年石川県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、保育所若しくは家庭的保育事業所等(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成二十六年厚生労働省令第六十一号)第一条第二項に規定する家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。)をいう。以下同じ。)に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第三条に次の一項を加える。

6 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第九条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第十一条に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

石川県における創造的産業等の立地の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十二日

石川県知事 馳 浩

石川県における創造的産業等の立地の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

石川県における創造的産業等の立地の促進に関する条例施行規則(平成七年石川県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「産業高次機能施設及び空港・港湾活用工場等にあつては十人」を「産業高次機能施設にあつては十人」に、「独自技術保有工場等にあつては二十人」を「空港・港湾活用工場等及び独自技術保有工場等にあつては一人」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。